

利根川再改修工事に對する意見書

利根川再改修工事に對する意見書

(本意見書は昭和十年十一月二十二日附を以て内務大臣に提出せる文書に據る)

江戸幕府以前の利根川は武州川俣村附近から、武藏平野を貫流し、千住鐘ヶ淵附近で隅田川に入り、東京灣に朝宗したものであつた。之を現在の様に常總の平野を通じて、銚子に導流すると云ふ事は、其の平水時に於ては流速が緩かであるから、舟運の利便が渺くないが、一朝洪水となれば水防上非常な難事に出會するのである。

現在出來上つて居る利根川は、其洪水量の大部分を故意に銚子まで長道中を運んで居るのである、之は如何考へても必要の無い、無益否な寧ろ有害な業である。

そこで近き將來に於て施行されるであらう改修工事は、この無理を止めて、出来る限り利根川の本性——利根の洪水は何時でも東京灣隅田川に流れて來やうとして居る、之れが有史以前からの利根川の本性である——に従つて洪水を處分しなければならぬものである。

即ち今回——昭和十年秋——の洪水によつて利根川の新堤防が最も大なる危険に曝されて居ることを改めて認識した以上、どうしても至急もう一度利根川を改修し直さねばならぬ。が、その再改修工事と云ふものは、利根川の本性、習性、及び過去の改修の實狀等を斟酌して、其洪水量の大部分を如何しても江戸川——今の江戸川は、往昔の渡良瀬川である——に依つて東京灣行徳に落すより他に良策がないのである。

曩の改修工事に於て業々關宿に水門を造り、江戸川には僅か十萬立方尺の水量しか流さぬ設計とした事は、まさに改修計畫のポイントを誤つたもの、恰も裏木戸を玄關の眞正面に据付けて様なものである。

明治四十三年の大洪水前後數十年を通じて、専ら内務省に於て施行された改修工事が完成の結果、利根川は其遊水地の全部を失つてしまつた。その爲に今回のように僅か兩三日の降雨に対してすら、未曾有の大洪水を招來したのである。これが若し四十三年の大洪水以前に於て既に、此の改修工事が完成して居たならば、四十三年の洪水の慘害と言ふものは、實に計り知るとの出來ない位、大きなもので有つたであらう。

舊來の利根川は、ひと度洪水ともなれば、點々各所の堤防が決潰し、その爲め隨處に大小の遊水地を作つて洪水が道草を食つて居たので、本流の水嵩が比較的昂まらなかつた譯であつた、

それが改修工事で河川の屈曲を直し兩岸の堤防を最も頑丈なものに築造し直した。その爲め流速を増し、増水減水の時間を著しく短縮したが、遊水地を失つた水は一氣に本川に集注し、恰も山嶽の崩るゝ様、阿修羅の勢を以て流下する、茲に如何にも川幅の狭かつたと云ふことをつくづく感ずるのである。

明治四十三年の大洪水に於ては沿岸全部の堤防が決潰して、關東平野の殆んど全部が水浸しなつたが、夫れにもかゝわらず上利根の本流に於て四十萬立方尺の水量を流過した。然るに這般の改修工事に於て、嵩置^{タカシテ}を考慮に入れても、尙且つ僅かに三十萬立方尺の、水量より流過し得ない河川を造つたと言ふ事は、これ明かに技術上大失敗なりと言はざるを得ぬ。當時既に六十萬立方尺以上の水を流す計畫を樹て、抱へて益なき洪水を其時すでに、江戸川に依つて行徳に放流すべき筈のものであつたのである。

言、聊か脱線の嫌ひあるも、信濃川改修工事に於ける、大河津分水工事の如きも亦國家百年の計としては、明かに失敗なりと言はざるを得ない。一度彼の地辻りが蠢動し始めたならば折角苦心惨澹以て造り上げた分水工事も、一夜の内に跡形も無く埋没し去るであらう。

世の中の文化の進むに連れて洪水量も亦増大する事は、恰も道路を改修して道幅を廣くし舗装工事を完全にすれば、その表面を走るものも亦緩速度、輕量の駕籠、飛脚から、高速度重量の自動車、砲車等に代つて來ると同理である、河川の改修の如きも良くこの理を考慮に入れて計畫を樹てる必要がある。

假令、茲五、六十年の経験には現はれなかつたとしても、今後幾十百年の後には必ずや數日數十日に亘る大雨の續く事もあら

う。又風の向きも異より南、西と變る事もあらう。更に利根の水源全體が一時に出水することは無いにしても、吾妻、鳥、碓氷、神流が一時に出水する事もあるであらう。又片品、利根、吾妻、鳥が一時に出水することもあるであらう。強雨旬日に亘り其上異、南が水源地を吹き捲つたならば、直ちに本年の洪水に倍する程の、出水量を見るべきことは何人も想像に難からざる所である。

今回の洪水の如きは決して從來稀有のものでは無い、只偶々改修工事が完成して居つた爲に破堤する處なく、水は一舉に本流に押し出されたので、かゝる状況を呈したる迄のことである、そして其最後の犠牲が小貝川高須の大破堤となつたのである。改修堤防を頑丈にして、決して決潰せしめぬと言ふならば、勢ひ川幅を擴張し、少くとも上利根に於て六十萬立方尺以上の水が悠然と流れる様に改修をし直さなければならぬ。

即ち今後施行さるべき改修工事に於ては、沼の上より關宿迄は、本川に併行して幅三百間の放水路を一本作り、關宿から行徳迄は江戸川を擴張して合計四十萬立方尺の既改修の十萬立方尺と合しての水を樂に流過せしむる様、計畫を樹て直す必要がある。斯くすれば水路も大體直線となり、勾配も急になるから水吐きが良くなる。従つて別段遊水地を造るなどと云ふ、必要は無い事となる。

尙關宿から佐原を経て笛川に至る中利根、下利根の本流は、現在の堤防に若干の嵩置きを爲し鬼怒、小貝の出水量を見込んで三十萬立方尺の水を安全に流過せしむることとする。

之を要するに、現在竣工して居る河川の外、更に沼の上から關宿を経て行徳に至る間に、幅三百間の堤防高は竣工のものと同断の放水路一本を開鑿する事によつて、始めて大利根の

治水を完全に保つ事が出来るのである。

八

高水敷は出来る限り、水田等耕作地とすること、高水敷を荒蕪地の儘、葭葦の類を繁茂せしめて置くことは、徒らに洪水の流過を疎害することが甚だしいのみで、何等益のない事であるから、地勢、其他事情の許す限り灌漑計畫を樹てゝ之を水田等として、耕作せしむるを良策とす。但し高い畦畔等は築造せしめぬ事とする。

而して其収益は地元關係町村又は水防組合等に於て特別積立金として積立て置き、一朝洪水の際の水防費用の一助とする事。

水防等非常時の用に供する爲め、改修堤防の全般に亘り、凡そ一里每位に「トラック」の自由に廻り得る廣場を、其天端に築造し置く事。

水源地帶の植林事業並に砂防堰堤等の工事の必要で有る事は勿論で有るが、尙出來河川の維持工事を充分にし、取り分け河床を昂騰せしめぬ様常に注意を怠らぬ事。

又、或る一部の間には利根川今後の改修案として、布川押付の左岸堤防を切り開き、洪水を新利根川に導き居切の堀割を開鑿して、鹿島灘に落さうとする説が有るも、それは舊幕時代すでに失敗の試験済みのもので有つて、全く取るに足らぬ愚案である。

昭和十一年一月一日

東京市目黒區駒場町七百六十番地

北
村
研

電話青山(36)四六六六番

九